大垣市アーケード等連絡協議会設置要綱

（設置）

第1条　市内におけるアーケード及び道路の上空に設ける通路（以下「アーケード等」という。）の許可等に関し、法令の適正な運用を図るため、次条に掲げる各機関（以下「各機関」という。）の連絡及び調整を行うことを目的とし、大垣市アーケード等連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条　協議会は、設置箇所を所管する別表に掲げる機関の長をもって組織する。

（協議事項）

第3条　協議会は、次に掲げる事項を協議する。

⑴　アーケード等の許可に係る次に掲げる基準の運用に関する事項

ア　アーケードの取扱について（昭和30年2月1日国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号）

イ　道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）（平成30年7月11日国住指第1201号・国住街第80号、消防予第423号、警察庁丁規第84号）

⑵　前号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（協議）

第4条　各機関は、それぞれ所管事項に関して責任を有するとともに、他の機関の所管事項に関する意見を尊重するものとし、協議会において各機関の意見が一致した場合に限り、申請者に協議通知書（別記様式）を交付できるものとする。

（会長及び副会長）

第5条　協議会に会長及び副会長を置く。

2　会長は都市計画部長を、副会長は建築指導課長をもって充てる。

3　会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総括する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会）

第6条　会長は、あらかじめ会議の日時、場所及び協議事項を示して、協議会を招集するものとする。この場合において、会長は、協議事項の特殊性、地域性、影響等を考慮して、各機関の長のうち当該協議事

項に関係する機関の長に招集の通知をするものとする。

2　各機関の長は、必要がある場合は、会長に対し協議会の開催を請求することができる。

3　会長は、必要と認めるときは、関係する参考人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条　協議会の庶務は、都市計画部建築指導課において行う。

（その他）

第8条　この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附　則

この要綱は、平成20年11月20日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

道路管理機関

	国　岐阜国道事務所管理第一課長		県　大垣土木事務所施設管理課長
	市　管理課長		

特定行政庁（建築主事）

	市　都市計画部長		市　建築指導課長

警察機関

	大垣警察署交通第一課長		養老警察署交通課長

消防機関

	大垣消防組合消防本部予防課長		養老消防署予防課長